

令和元年7月22日

事業主組合員 }  
個人加入組合員 } 様

東京都薬剤師国民健康保険組合

### 保険料納入方法統一と預金口座情報の届出について（依頼）

平素より、当組合の円滑な運営にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、かねてよりお知らせしていましたが保険料の納入方法を口座振替に統一することにつきまして、令和元年7月10日に開催した組合会でご承認をいただきました。

つきましては、保険料の口座振替に使用する預金口座情報をご提供いただく必要がありますので、同封の「預金口座振替依頼書」にご記入、ご捺印（銀行お届け印）の上、当組合までご返送ください。

お手数をおかけいたしますが、ご協力くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

#### 1 概要

これまでは協力員による徴収、地域薬剤師会で一括徴収、事業所で一括徴収などの徴収方法に加え、口座振替や口座振込、現金払いなどの納入方法がありましたが、今後は、事業主（個人加入の場合は当該組合員）から徴収するものとし、納入は指定期日（毎月27日）に口座振替する方法に統一いたします。

また、これに伴って協力員は廃止いたします。

#### 2 保険料の納入義務者

次の方を納入義務者として、保険料を徴収します。

- ① 薬局等の事業主組合員
  - ② 薬剤師の業務に従事している方で、個人として組合に加入している特例組合員
  - ③ 75歳以上の方で、引き続き当組合に加入している後期高齢者である組合員
- ※ 従業員組合員の保険料は、事業主組合員が取りまとめて納入します。  
※ 家族の保険料は、その家族の組合員の保険料に含まれます。

#### 3 金融機関口座の指定（届出）

- ① 納入義務者が指定する口座から保険料を振り替えますので、口座を指定（届出）していただきます。
- ② 同封の「預金口座振替依頼書」に必要事項をご記入、ご捺印（銀行お届け印）

の上、令和元年8月5日（月）までに組合へご提出ください。

- ③ 指定した口座を変更しようとするときも、予め届出させていただきます。
- ④ 薬局等の事業主組合員におかれては、なるべく調剤報酬の支払を受ける口座など確実に保険料の振り替えができる口座をご指定くださるようお願いいたします。

#### 4 保険料の賦課日

毎月1日現在の組合員（家族分を含む。）について算定します。

#### 5 口座振替日

- ① 令和2年1月分保険料から、口座振替による徴収に統一します。
- ② 口座振替は、毎月27日です。（27日が取扱金融機関の休業日に当たる場合は、その日以降最初の営業日に振り替えます。）

#### 6 領収証の発行

各組合員に年1回発行します。（組合員の領収証には、ご家族分も含まれます。）

※ ご家族分のみ領収証は、発行できません。

#### 7 その他

- ① 万一、預金残高不足で口座振替ができなかった場合は、速やかに組合の指定口座へお振り込みいただきます。なお、その際の振込手数料はご負担いただきます。
- ② 当組合の口座引落の取りまとめ銀行を変更しましたので、すべての納入義務者の口座情報を登録する必要があります。これまでも口座振替で登録されていた方についても、再度の登録が必要ですのでご理解の程をお願い申し上げます。
- ③ この口座振替等の手続等に関して、添付の通り保険料徴収規程を制定しましたので、ご一読ください。
- ④ この徴収方法の統一について、Q&Aを作成しましたのでご参考になさってください。

#### お問い合わせ先

東京都薬剤師国民健康保険組合  
電話番号 03(3874)7411  
担当（資格係） 沢目、吉田

# 東京都薬剤師国民健康保険組合保険料徴収規程

制定 令和元（2019）年6月19日

## （目的）

第1条 この規程は、東京都薬剤師国民健康保険組合規約（以下「規約」という。）第18条に定める保険料（以下「保険料」という。）の徴収に関して必要な事項を定める。

## （納入義務者）

第2条 保険料は、次の組合員を納入義務者として徴収する。

- 一 規約第5条第1項第1号に規定する組合員（以下「事業主組合員」という。）
- 二 規約第5条第1項第2号に規定する組合員（以下「特例組合員」という。）
- 三 規約第7条の3第1項の規定に基づき届出をした組合員（以下「後期高齢者組合員」という。）

2 納入義務者は、規約第18条に定める保険料の賦課額を組合に納入するものとする。なお、事業主組合員は、規約第5条第1項第3号に規定する組合員（以下「従業員組合員」という。）の保険料の賦課額も合算して納入するものとする。

## （徴収方法）

第3条 組合は、納入義務者が指定する金融機関の口座（以下「指定口座」という。）から口座振替の方法により保険料を徴収する。

- 2 納入義務者は、前項の指定口座を組合に届け出なければならない。また、指定口座を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 第2条第1項第1号の納入義務者は、なるべく調剤報酬の支払を受ける口座を指定するものとする。
- 4 事業主組合員は、その雇用する従業員組合員が納付すべき保険料をとりまとめて納入するものとする。

## （納入の通知）

第4条 規約第22条に規定する納額告知は、当月1日現在の組合員について当月末日までに納付すべき保険料の額を規約第18条各号の規定に基づき算定し、納入義務者に通知することにより行う。

## （徴収時期）

第5条 納入義務者が納付すべき保険料を指定口座から振替する日は、毎月27日とする。ただし、27日が取扱金融機関の休業日であるときは、その日以降の最初の営業日とする。

- 2 理事長は、指定口座からの振替に関する業務を委託して行うことができる。

## （口座預金額の確保）

第6条 納入義務者は、第4条に規定する保険料の支払いに充てるために必要な額を指定口座に留め置かなければならない。

- 2 指定口座の残高が不足のために第4条に規定する額を振替できなかった場合は、納入義務者は

速やかに組合が指定する銀行口座に、振込により納付しなければならない。

3 前項の振込に要する費用は、納入義務者の負担とする。

(領収証の発行)

第7条 理事長は、規約第18条の規定に基づき組合員が納付した保険料について、領収証を作成し、組合員に送付しなければならない。

2 領収証の作成に係る保険料の納付期間等については、理事長が別に定める。

附則

1 この規程は、令和元年6月19日から施行し、令和2年1月1日から適用する。

2 この規程の適用の日において、規約第18条に定める保険料の未納がある組合員に対する督促等については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

## 保険料徴収方法についてQ&A

質 問	回 答																									
自動引落はいつから開始しますか	令和2年1月保険料から開始します。																									
保険料の自動引落日はいつですか	毎月27日です。自動引落日の前日までに口座にご入金ください。(27日が銀行の休業日の場合は翌営業日となります)																									
自動引落をするのは何月分の保険料ですか	当月分の保険料を自動引落します。(例えば、1月分の保険料は1月27日に自動引落します)																									
自動引落をする保険料はどのように確認できますか	毎月第5営業日までに、全ての事業主へ当月分の自動引落額を告知書明細表にてお知らせします。																									
自動引落ができたかどうかの確認はどのようにすればよいですか	口座の通帳に「トヤクコクホ ×,×××(金額)」と記載されますのでご確認ください。																									
自動引落にかかる費用は誰が負担するのですか	当組合にて負担します。																									
どの金融機関が利用できますか	銀行、信用金庫、信用組合(*1)、労働金庫、農業協同組合(*1)、漁業協同組合(*1)です。 *1 一部ご利用いただけない組合があります																									
口座を変更したい場合の手続きはどのようにすればよいですか	「預金口座振替依頼書」の再提出が必要となりますので、組合宛ご連絡ください。 20日までに当組合宛返送された場合は、翌月27日より自動引落をします。 自動引落されるまでの保険料は、別途組合からお送りする払込用紙にてお支払いください。																									
口座を解約してしまった場合はどうしたらよいですか	速やかに当組合の指定口座へ振り込みください。(この場合の振込手数料は各自でご負担いただきます) * 組合宛ご連絡ください																									
脱退者の保険料は除いてもよいですか	月の途中で脱退した場合でも、喪失処理が完了していない場合は脱退者の保険料も含めて一旦自動引き落としを行い、喪失処理が完了後に還付します。還付金は届出いただいている口座に振込みます。																									
領収証は発行しますか	毎年一回(期間:1月~12月)発行し、保険料の納入が確認できた組合員に翌年1月末までに郵送します。 *1 ご家族分は組合員の領収額に含まれます。																									
「預金口座振替依頼書」を提出しなかった場合はどうなりますか	①自動引落は、組合として決定したことでありますので、全ての組合員にこれを守っていただくこととなります。 ②今回の届出締切日までに間に合わなかった場合は、当組合の指定口座へ振り込みください。 (この場合の振込手数料は各自でご負担いただきます)																									
残高不足で自動引落ができなかった場合はどうしたらよいですか	該当事業所へ保険料未納のご案内をお送りします。 速やかに当組合の指定口座へ振り込みください。(この場合の振込手数料は各自でご負担いただきます)																									
自動引落ができなかった場合に振り込む組合指定の口座はどこですか	次の4つのいずれか1つの金融機関にお振り込みください。																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">振込先銀行</th> <th style="width: 15%;">支店</th> <th style="width: 5%;">種別</th> <th style="width: 10%;">口座番号</th> <th style="width: 55%;">振込口座名義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>みずほ銀行</td> <td>稲荷町支店</td> <td>当座</td> <td>0016932</td> <td>東京都薬剤師国民健康保険組合 理事長 高橋 秀徳(カハシテリ)</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJ銀行</td> <td>上野中央支店</td> <td>普通</td> <td>1639435</td> <td>東京都薬剤師国民健康保険組合 理事長 高橋 秀徳(カハシテリ)</td> </tr> <tr> <td>きらぼし銀行</td> <td>御徒町支店</td> <td>普通</td> <td>0252078</td> <td>東京都薬剤師国民健康保険組合 理事長 高橋 秀徳(カハシテリ)</td> </tr> <tr> <td>ゆうちょ銀行</td> <td>019店</td> <td>当座</td> <td>0065047</td> <td>東京都薬剤師国民健康保険組合 理事長 高橋 秀徳(カハシテリ)</td> </tr> </tbody> </table>	振込先銀行	支店	種別	口座番号	振込口座名義	みずほ銀行	稲荷町支店	当座	0016932	東京都薬剤師国民健康保険組合 理事長 高橋 秀徳(カハシテリ)	三菱UFJ銀行	上野中央支店	普通	1639435	東京都薬剤師国民健康保険組合 理事長 高橋 秀徳(カハシテリ)	きらぼし銀行	御徒町支店	普通	0252078	東京都薬剤師国民健康保険組合 理事長 高橋 秀徳(カハシテリ)	ゆうちょ銀行	019店	当座	0065047	東京都薬剤師国民健康保険組合 理事長 高橋 秀徳(カハシテリ)
	振込先銀行	支店	種別	口座番号	振込口座名義																					
	みずほ銀行	稲荷町支店	当座	0016932	東京都薬剤師国民健康保険組合 理事長 高橋 秀徳(カハシテリ)																					
	三菱UFJ銀行	上野中央支店	普通	1639435	東京都薬剤師国民健康保険組合 理事長 高橋 秀徳(カハシテリ)																					
きらぼし銀行	御徒町支店	普通	0252078	東京都薬剤師国民健康保険組合 理事長 高橋 秀徳(カハシテリ)																						
ゆうちょ銀行	019店	当座	0065047	東京都薬剤師国民健康保険組合 理事長 高橋 秀徳(カハシテリ)																						
みずほ銀行	稲荷町支店	当座	0016932	東京都薬剤師国民健康保険組合 理事長 高橋 秀徳(カハシテリ)																						
三菱UFJ銀行	上野中央支店	普通	1639435	東京都薬剤師国民健康保険組合 理事長 高橋 秀徳(カハシテリ)																						
きらぼし銀行	御徒町支店	普通	0252078	東京都薬剤師国民健康保険組合 理事長 高橋 秀徳(カハシテリ)																						
ゆうちょ銀行	019店	当座	0065047	東京都薬剤師国民健康保険組合 理事長 高橋 秀徳(カハシテリ)																						

